

鳥取県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東郷土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年1月12日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 庸 生 東伯郡湯梨浜町大字漆原139

平成18年9月18日退任